

技術指針変更案に対する審議会意見(平成21年11月30日)及び修正案

資料1

第1 趣旨

分類	頁	審議会委員意見の概要 (平成21年11月30日開催)	見解	原案	修正案 (下線:見解に対応する修正箇所)
地域特性	1	内容が特に札幌市に限ったことではない。もう少し札幌としての地域特性を盛り込まれたい。(中井委員)	趣旨に盛り込む札幌の地域特性としては、「原生に近い自然」「原始性の残っている豊かな自然」や、それらが都市機能と共存していることが特徴とのご見解をいただいたことから、修正をさせていただきました。 なお、環境影響評価の対象項目は、「自然環境」に限らず、「生活環境」や「人と自然との触れ合い活動の場」など文化的要素も含むことから、これらも含めた保全とより良い環境の創造を目的とする旨の記載にいたしました。	第1 趣旨 この技術指針は、美しい自然と豊かな文化、生活環境を次世代へ伝え、札幌のより良い環境の創造に向け、環境影響評価及び事後調査が適切に行なわれることを目的として、札幌市環境影響評価条例(平成11年札幌市条例第47号)第5条第1項の規定に基づき、必要と認められる技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものである。 1 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書(以下「方法書等」という。)の記載内容 2 環境影響評価の項目 3 調査、予測及び評価の手法等 4 環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。) 5 事後調査の項目及び手法等	第1 趣旨 この技術指針は、札幌市環境影響評価条例(平成11年札幌市条例第47号)第5条第1項の規定に基づく技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものであり、 <u>札幌の豊かな自然と文化、生活環境を保全し、都市機能と原生性の残る自然が共生する札幌のより良い環境の創造に向け、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的とするものである。</u> (以下、略)
		札幌は里山的な自然より、原生に近い自然がまだ残っていることが特徴。(岡村委員)			
		・審議会で「『創造』でなく『保全』ではないか」との発言は、訂正する。 ・原始性の残っている豊かな自然と都市機能がバランスを持って共存しているのが、札幌市の地域特性とあり、今後も、都市発展が求められている。したがって、保全だけでなく、より良い環境の「創造」に向け、ということになると思う。 「この技術指針は、豊かな自然と都市機能が共存する札幌市のより良い環境の創造に向け、・・・」としてはどうかと思う。(山舘委員・後日メール)			

第3 環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項

分類	頁	審議会委員意見の概要 (平成21年11月30日開催)	見解	原案	修正案 (下線:見解に対応する修正箇所)
地域特性	1	地域特性は、第1趣旨で記述し、この項では、「市の地域特性を十分に勘案すること」など簡易な表記でよいのではないかと。(丸山委員)	ご意見を踏まえ、地域特性は第1趣旨に表記し、本項では並列する他の事項と同程度の表記に統一いたしました。	第3 環境影響評価及び事後調査を行なうに当たっての基本的事項 (略) 3 積雪・寒冷等北方圏特有の気候・風土の中、豊かで自然性の高い環境を有する札幌市の地域特性を十分に勘案すること。 (略)	(略)  3 特有の気候を有し、自然性が高い札幌市の地域特性を十分に勘案すること。 (略)
		「特有の気候、自然性が高い地域特性を十分に勘案すること」と短くしてはどうか。(柳井委員)			

議事

#### 第4 環境影響評価及び事後調査の手順（本文 関係）

議事	分類	頁	審議会委員意見の概要 (平成21年11月30日開催)	見解	原案	修正案 (下線：見解に対応する修正箇所)
	調査地点	3	<p>(5)調査地点 ア 調査手法の選定 (I)調査地点 一定の地点に代表する場合にあっては、代表する地点とある。また、次に、その他の適切と認められる地点とあるが、文章がわかりにくい。(柳井委員)</p>	<p>調査地点の設定は、必須ではなく、「調査に当たり『一定の地点』に関する情報を収集することとする場合」と必要に応じて設定することとなっています。 この一定の地点を「調査地点」と定義し、それは「地域を代表する地点」など「調査に適切かつ効果的であると認められる地点」を設定することとしています。 以上のことから、「一定の地点」と「代表する地点」はほぼ同義ですが、一つの文章に混在し、両者の関係が分かりづらかったことから、条件の部分については、見出しのかつこ書きとして、修正いたしました。(予測地点も同様に修正しています。) 「その他の」は法令用語であり、その前の固有名詞は例示で、主文は「その他の」の後ろに記述されている「適切な地点」を指します。</p>	<p>(I) 調査地点 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合にあっては、調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点  (略)</p> <p>(I) 予測地点 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合にあっては、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点</p>	<p>(I) 調査地点(調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点  (略)</p> <p>(I) 予測地点(予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点</p>

議事	評価手法	3 別表5	<p>影響を受けない地域・地点を選定し、これと事業の影響とを比較検討することによって、適切な環境影響の評価ができると思う。(西川委員、柳井委員)</p>	<p>環境影響の評価については、従来より、事業によりもたらされる影響を予測し、次いで、影響ができるだけ回避(影響なし)又は低減されているかを評価することとしており、別表5に定める植物等の評価方法では明記しているところです。従いまして、回避との比較検討において、「影響を受けない地域・地点」と同データである「現況」との評価が行われることから、調査手法に「影響を受けない地域の選定と調査」を追加することは不要と考えますが、「評価手法」として、別表5に「現況」と予測影響との比較を記載していない環境要素もありましたので、これらについては追記し、従来の手法をより具体化・明確化いたしました。</p>	<p>【例：景観(p77)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">評価手法</th> </tr> <tr> <td> <p>1 保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 (略)</p> </td> </tr> </table>	評価手法	<p>1 保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 (略)</p>	<p>【例：景観(p77)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">評価手法</th> </tr> <tr> <td> <p>1 景観への環境影響について、<u>現況と予測結果の対比を行い、</u>実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法  (略)</p> </td> </tr> </table>	評価手法	<p>1 景観への環境影響について、<u>現況と予測結果の対比を行い、</u>実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法  (略)</p>
		評価手法								
<p>1 保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 (略)</p>										
評価手法										
<p>1 景観への環境影響について、<u>現況と予測結果の対比を行い、</u>実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法  (略)</p>										

議事	別表5 評価手法	<p>別表5の各環境要素の評価手法2に、「基準及び目標等との整合性」とあるが、植物、動物など、基準の無いものはどう評価すればいいのか。(富士田委員)</p> <p>基準値がないものにも、ある程度の目標を設定することが必要ではないか。(西川委員)</p> <p>目標値を事業者自らに設定させることはできないか。(村野会長)</p> <p>基準値等がない環境要素については、評価手法に基準、目標等との整合を記述しなくてよいのではないか。(太田副会長)</p> <p>代償措置のフィードバックがあるのが今の流れだと思うが、そこまでいっていない。事後調査報告書を出したところで終わっている。目標設定をある程度、入れられれば、評価手法から「基準等との整合」を削除しても代償が保障されるのでは。(富士田委員)</p>	<p>基準及び目標等との整合については、別表5において、回避・低減等との評価と併せ、2点目として並列列記しているところですが、本文の6ページ「(4評価実施の留意事項イ)」において、「環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には」と、基準値等の存在がこの手法選択の条件となっていることから、該当する基準等が存在しない場合には、別表5に示す評価手法2(基準等の整合)は該当しないこととなります。</p> <p>しかしながら、別表5のみを参照した場合に誤解を生じるおそれがあることから、別表5においても、この条件について明示することといたしました。</p> <p>なお、定量的基準値がないものでも、環境基本計画等行政計画などで定性的に示されている目標等が存在する場合には、これら目標との整合性を評価することとなります。</p>	<p>【例：植物(p67)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 保全対象とした植物種及び植物群落の分布並びに成育状況について、現況と工事の施工中及び施行後の状況との対比を行い、個体等への影響の程度の低減措置等その他実行可能な範囲での措置について、環境影響ができる限り回避又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> </td> </tr> </tbody> </table>	評価手法	<p>1 保全対象とした植物種及び植物群落の分布並びに成育状況について、現況と工事の施工中及び施行後の状況との対比を行い、個体等への影響の程度の低減措置等その他実行可能な範囲での措置について、環境影響ができる限り回避又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>	<p>【例：植物(p67)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 <u>国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合</u>にあっては、<u>予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否か</u>について評価する手法</p> </td> </tr> </tbody> </table>	評価手法	<p>1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 <u>国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合</u>にあっては、<u>予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否か</u>について評価する手法</p>
		評価手法							
<p>1 保全対象とした植物種及び植物群落の分布並びに成育状況について、現況と工事の施工中及び施行後の状況との対比を行い、個体等への影響の程度の低減措置等その他実行可能な範囲での措置について、環境影響ができる限り回避又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>									
評価手法									
<p>1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 <u>国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合</u>にあっては、<u>予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否か</u>について評価する手法</p>									

基準、目標が存在しないものに対する、事業者等による目標値の設定については、本文の6ページ「(4)評価実施の留意事項 ア」において「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを検討する」としており、この「できる限り回避、低減等」がいわば目標とされるものであります。これは環境影響評価の立法化の中で、基準クリア型から、より良い環境保全を求めるベスト追及型へと変遷したときに導入された考え方となっています。

従いまして、環境影響の評価は、基準・目標がある場合は、それらとの整合（基準クリア型）、基準等の整合の上に、実行可能な範囲内で、より良い環境配慮・措置がされているか（ベスト追及型）、という2つの視点で評価することになります。

以上について、別表5において本文同様の趣旨を記載してはりましたが、各環境要素の表記を統一いたしました。

【例：植物(p67)】

評価手法

- 1 保全対象とした植物種及び植物群落の分布並びに成育状況について、現況と工事の施工中及び施行後の状況との対比を行い、個体等への影響の程度の低減措置等その他実行可能な範囲での措置について、環境影響ができる限り回避又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法

【例：植物(p67)】

評価手法

- 1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法

----- : 文言整理  
 ( 保全対象は、植物種と群落。  
 予測対比は予測手法・左欄に掲載。 )

議事	評価手法 (別表5 景観)	77	<p>景観の評価手法で、「保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、」と景観の予測に続いて、「『環境の保全』についての配慮が適切に行われているかどうかの評価手法」と、評価の段階では、環境保全という総合的な評価となっているが、景観個別の評価はどこでなされるのか。(中井委員)</p>	<p>本文5ページ「(7)評価手法 ア評価手法の選定」では、景観など各環境要素の評価手法は別表5で示す方法を勘案することとしており、別表5は、各環境要素に対する評価方法を示しています。従いまして、評価の手順は、各環境要素ごとに別表5に示す方法で個別評価、本文6ページ「(4)評価実施の留意事項工」による総合評価、となります。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり誤解を招きやすい表記のため、文頭に「景観(環境要素名)への環境影響について」と保全対象を具体的に表記するよう統一し、環境要素に係る個別評価であることを明示しました。</p>	<p>【例：景観】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">評価手法</p> <p>1 保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 (略)</p> </div>	<p>【例：景観】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">評価手法</p> <p>1 景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 (略)</p> </div>

議事	事後調査	9	<p>図1の事後調査のところ破線でくくってあるのはなぜか。指針における事後調査はどういう位置づけなのか。(岡村委員)</p>	<p>事後調査は、条例において、「環境保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合」に行われるもので、予測を補完する調査として位置づけており、準備書・評価書においてあらかじめ、事後調査の結果に応じ講じる環境保全措置とともに、事後調査計画が記載されることとなっています。</p> <p>図1で、事後調査が破線となっているのは、事後調査が必須ではなく、必要に応じ行われることから、必須の手続と区別するため破線としているところですが、破線部を一部改めるとともに、「場合に応じて」の旨を追記・修正しております。</p>	<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">3(1)(2)準備書再検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">評価書の作成</p> </div> <p style="text-align: center;">⇩</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事後調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">4(1)(2)事後調査の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事後調査報告書の作成</p> </div> </div> </div>	<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">3(1)(2)準備書再検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">評価書の作成</p> </div> <p style="text-align: center;">⇩</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事後調査</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">4(1)(2)事後調査の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事後調査報告書の作成</p> </div> </div> </div> <p>【評価書で事後調査を行うこととした場合】</p>

議事	事後調査 (再掲)	別表 5 関連	<p>代償措置のフィードバックがあるのが今の流れだと思うが、そこまでいっていない。事後調査報告書を出したところで終わっている。目標設定をある程度、入れられれば、評価手法から「基準等との整合」を削除しても代償が保障されるのでは。(富士田委員)</p>	<p>事後調査は、「環境保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合」に行われるもので、準備書・評価書においてあらかじめ、事後調査の結果に応じ講じる環境保全措置とともに、事後調査計画が記載されることとなっています。</p> <p>従いまして、代償措置等の結果に応じた措置(フィードバック)につきましては、個々の事業の準備書段階において、代償措置の結果・効果に応じた必要な保全措置を講じるよう求めていくことになると考えます。</p>		

#### 第4 環境影響評価及び事後調査の手順(別表5 関係)

議事	分類	頁	審議会委員意見の概要 (平成21年11月30日開催)	見解	原案	修正案 (下線:見解に対応する修正箇所)
			騒音	40	平成25年から、航空機騒音の評価方法が「WECPNL」から「LDEN」に変更になる。(佐藤委員)	次回変更の際、対応させていただきます。
地形及び地質	54	1 調査内容-(2)自然的・社会的状況-ア規制の状況等にある「河川保全区域」とは何を指すのか。(岡村委員)	河川法第54・55条で規定されており、河川管理者が、河岸又は河川管理施設を保全するため、河川区域に隣接する区域を指定するものとしています。この河川保全区域内では、土地の掘さく、盛土、切土等の土地の形状変更に許可を要することから、調査内容の「規制の状況等」に従前同様に列記しているところです。			

植物・動物 66 70	2 調査方法-ア 基礎資料に「北海道RDB」と「希少野生動植物の保護に関する条例の指定種」を入れたほうが良い。(西川委員)	ご指摘を踏まえ、別表5「植物」及び「動物」に追記いたしました。また、「2 調査方法」に記載されていましたが、「1 調査内容 ウ 保全対象の状況」の基礎的資料でしたので、記載箇所を訂正いたしました。	【例：植物】 調査手法 2 調査方法 (1) 選定項目の状況 国等が実施した調査資料及び文献を収集・整理することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、これらを行うに当たっての基礎的資料及び現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。 ア 基礎的資料 (ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定されている種 (略) (イ) 日本の絶滅のおそれのある野生生物(維管束植物)(環境庁) (略)	【例：植物】 調査手法 1 調査内容 (1) 植物の状況 (略) ウ 保全対象の状況 (略) なお、保全対象選定に当たっての基礎的資料は以下のとおりである。 (ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する希少野生動植物種 (イ) 北海道希少野生動植物の保護に関する条例に規定する指定希少野生動植物 (略) (カ) 日本の絶滅のおそれのある野生生物(維管束植物)(環境庁) (キ) 北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック(北海道) (略)
	景観(再掲) 77	景観の評価手法で、「保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、」と景観の予測に続いて、「『環境の保全』についての配慮が適切に行われているかどうかの評価手法」と、評価の段階では、環境保全という総合的な評価となっているが、景観個別の評価はどこでなされるのか。(中井委員)	【再掲：評価手法 (6ページ)】	【再掲：評価手法 (6ページ)】